

報告（２）各条例の制定・改正について【保育幼稚園課】

○印西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 及び 印西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和 6 年条例第 27 号）の一部改正について

1 改正の要旨

- (1) 3～5 歳児のみを対象とする小規模保育事業、いわゆる「満 3 歳以上限定小規模保育事業」の創設に伴い所要の改正を行うもの
- (2) 小規模保育事業所等に配置する保育士の数の算定に当たって、当該小規模保育事業所等に勤務する特定理学療法士等を、1 人に限り、保育士とみなすことができることとするもの
- (3) 学校設置者等に対して、こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられたことに伴い児童対象性暴力等の防止に係る規定を設けるもの
- (4) その他所要の規定の整備を行うもの

2 改正の理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部改正に伴うもの

3 施行期日等

(1) 施行期日

この条例は、令和 9 年 4 月 1 から施行する。ただし、第 1 条中印西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 14 条の改正規定は令和 8 年 12 月 25 日から、第 2 条の規定は公布の日から施行する。

- (2) 児童福祉法等の一部を改正する法律附則第 3 条第 4 項の条例で定める日
児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）附則第 3 条第 4 項の条例で定める日は、令和 9 年 3 月 31 日とする。

○印西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正の要旨

- (1) 3～5 歳児のみを対象とする小規模保育事業である「満 3 歳以上限定小規模保育事業」の創設に伴い所要の改正を行うもの
- (2) 教育認定子ども、満 3 歳以上保育認定子ども及び保育認定子どもに係る定義規定が設けられたことに伴い所要の改正を行うもの
- (3) その他所要の規定の整備を行うもの

2 改正の理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）の一部改正に伴うもの

3 施行期日等

(1) 施行期日 令和 9 年 4 月 1 日

(2) 児童福祉法等の一部を改正する法律附則第 6 条第 3 項の条例で定める日

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 9 号）附則第 6 条第 3 項の条例で定める日は、令和 9 年 3 月 3 1 日とする。

○印西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正の要旨

学校設置者等に対して、こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられたことに伴い児童対象性暴力等の防止に係る規定を設けるもの

2 改正の理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）の一部改正に伴うもの

3 施行期日

令和 8 年 1 2 月 2 5 日